

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設を整備の必要性

(1) 現状分析

当市の中心市街地には、八戸市公会堂、八戸市美術館、八戸市立図書館などの教育文化施設が立地し、多くの市民に利用されている。また、旧法に基づく取組では、市民交流スペースとして「まちの駅はちのへ」および「エスタシオン」を設置、さらには第1期中心市街地活性化基本計画においては、文化・芸術等の活動や観光の促進を目的とする市民交流・観光交流の複合拠点「八戸ポータルミュージアム（はっち）」を整備する等、人的交流に資する都市福利施設を整備を進めてきた。これらの取組により、歩行者通行量の調査結果に改善が見られるとともに、民間開発の動きが活発になる等、中心市街地の賑わいに改善の兆しが現れ始めている。

(2) 都市福利施設を整備の必要性

[教育文化施設]

- ・「八戸ポータルミュージアム（はっち）」を核とする文化・芸術活動の推進が市民に浸透し、市民活動の裾野が広がりつつある。このような文化芸術活動の活発化によるまちの賑わいを活性化に繋げていくためには、「はっち」での取組を継続するとともに文化・芸術活動に資する施設・機能の充実を図る必要がある。

[その他の都市福利施設]

- ・「八戸ポータルミュージアム（はっち）」や「まちの駅はちのへ」は、中心市街地を訪れた市民の会所場として、多くの人に利用されている。両者は中心市街地の表通りに位置し、主要な商業施設とともに当市の中心市街地の賑わいに大きく貢献している。この集客力を周辺へ波及させ、中心市街地全体の活性化を図るために、これらの集客力のあるエリアの近くに複数の回遊スポットとなるべき拠点を整備し、新たな人の流れを創出する必要がある。
- ・長根公園に隣接する更上閣の敷地内には、平成20年7月の青森・岩手沿岸地震の影響により使用不能となった旧更上閣別館がある。今後、長根公園の再編に伴い当該地区が長根公園と中心市街地を結ぶ重要なエリアとなるため、現在使用不能となっている旧更上閣別館を解体し、市民が寛げる拠点を整備するなど有効な土地利用により、賑わい空間の整備を進める必要がある。

(3) フォローアップの考え方

毎年度末に、基本計画に位置づけた各事業の進捗状況の調査を行い、必要に応じて適切な措置を講ずる。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>更上閣賑わい広場整備事業</p> <p>[内容] 更上閣別館を解体し、跡地に多目的広場を整備する</p> <p>[実施時期] 平成26～29年度</p>	市	<p>当施設は長根公園と中心市街地の商業集積地との中間に位置する。現在、更上閣本館はえんぶりや雛人形展が開催されるなど、中心街の観光スポットの一つとして活用されているが、別館（旧更上閣別館）は平成20年の青森・岩手沿岸地震による建物の損傷により使用できない状態になっている。現在、長根公園の再編に向けた計画が検討されているが、当施設は長根公園と商業集積地を結ぶ重要な場所であり、有効な土地利用が求められる。</p> <p>現在進められている長根公園の再編計画と十分な調整を図った上で、当事業を実施することにより、来街者の新たな回遊拠点として、まちの賑わい創出が図られると期待される。</p>	<p>[措置の内容] 社会資本整備総合交付金 （都市再生整備計画事業）</p> <p>[実施時期] 平成27～29年度</p>	
<p>三日町にぎわい拠点整備事業</p> <p>[内容] 老朽化した2つのビルを解体し、三日町側ににぎわい拠点となる屋根付き広場を整備する</p> <p>[実施時期] 平成26～29年度</p>	市	<p>当地区は、八戸ポータルミュージアム（はっち）の真正面に位置しており、バス路線網の結節点となる中心街ターミナルに近接し、周辺にはみろく横丁や花小路等の横丁がある中心市街地の中枢となる重要な場所であるが、周囲には街路樹等の緑量が少なく、また、ゆったりと休憩する空間が少ない状況にある。</p> <p>高齢者から子どもまで世代を超えた来街者が四季を通じて居心地よく利用でき、人や情報が交わる空間となる拠点を整備する当事業は、六日町地区複合ビル整備事業とともに実施することで相乗効果が期待でき、中心市街地の賑わいの回復に必要な事業である。</p>	<p>[措置の内容] 社会資本整備総合交付金 （都市再生整備計画事業）</p> <p>[実施時期] 平成27～29年度</p>	

<p>美術館整備事業（既存施設の活用）</p> <p>[内容] 美術館及び周辺の市有地の有効活用を図りながら、美術館を整備する</p> <p>[実施時期] 平成 27～31 年度</p>	市	<p>当施設は、中心市街地にある美術館として、年間を通して展覧会などが開催され、その周辺は、主に来館者の駐車場として利用されている。当事業は美術館整備による機能増加と来街者に緑あふれる憩いの場を提供することにより、回遊性並びに利便性の向上を図ることを目的とする。</p>	<p>[措置の内容] 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）</p> <p>[実施時期] 平成 27～31 年度</p>	
<p>本のまち八戸交流拠点形成事業</p> <p>[内容] 本の販売や閲覧スペースの提供、本を中心としたイベントの開催など、本に関する新たな公共サービスを提供し、本のまち八戸を推進する拠点施設を整備する</p> <p>[実施時期] 平成 27 年度～</p>	市	<p>当事業は、市民の豊かな心を育み、本のある暮らしが当たり前となる文化の薫り高いまちを目指し、これまで手に触れる機会が少なかった本に出会える場を創出するとともに、本を中心としたイベントや書店と連携した企画を実施するなど、本に関する新たな公共サービスを提供する施設を整備するものである。</p> <p>知的好奇心を満たす場である当施設を中心市街地に整備することで、来街者の増加と回遊性の向上が期待されるほか、三日町にぎわい拠点及び八戸ポータルミュージアム（はっち）と連携することで、集客力に相乗効果が生まれ、当地区に多様な来街者が訪れることが期待される。</p>	<p>[措置の内容] 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業と一体の効果促進事業）</p> <p>[実施時期] 平成 27～31 年度</p>	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>更上閣賑わい広場整備事業【再掲】</p> <p>[内容] 更上閣別館を解体し、跡地に多目的広場を整備する</p> <p>[実施時期] 平成 26～29 年度</p>	市	<p>当施設は長根公園と中心市街地の商業集積地との中間に位置する。現在、更上閣本館はえんぶりや雛人形展が開催されるなど、中心街の観光スポットの一つとして活用されているが、別館（旧更上閣別館）は平成 20 年の青森・岩手沿岸地震による建物の損傷により使用できない状態になっている。現在、長根公園の再編に向けた計画が検討されているが、当施設は長根公園と商業集積地を結ぶ重要な場所であり、有効な土地利用が求められる。</p> <p>現在進められている長根公園の再編計画と十分な調整を図った上で、当事業を実施することにより、来街者の新たな回遊拠点として、まちの賑わい創出が図られると期待される。</p>	<p>[措置の内容] 社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業と一体の効果促進事業）</p> <p>[実施時期] 平成 26 年度</p>	
<p>美術館周辺修景事業</p> <p>[内容] 美術館周辺の市有地の一部を緑地として整備する</p> <p>[実施時期] 平成 26 年度</p>	市	<p>当施設は、中心市街地にある美術館として、年間を通して展覧会などが開催されている。現在、美術館の周辺は、主に来館者の駐車場として利用されているが、当事業は来街者に緑あふれる憩いの場を提供することにより、回遊性並びに利便性の向上を図ることを目的とする。</p>	<p>[措置の内容] 社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業と一体の効果促進事業）</p> <p>[実施時期] 平成 26 年度</p>	
<p>三日町にぎわい拠点整備事業【再掲】</p> <p>[内容] 老朽化した 2 つのビルを解体し、三日町側ににぎわい拠点となる屋根</p>	市	<p>当地区は、八戸ポータルミュージアム（はっち）の真正面に位置しており、バス路線網の結節点となる中心街ターミナルに近接し、周辺にはみろく横丁や花小路等の横丁がある中心市街地の中枢となる重要な場所であるが、周囲には街路樹等の緑量が少なく、また、ゆったりと休憩する空間が少ない状況</p>	<p>[措置の内容] 社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業と一体の効果促進事業）</p>	

<p>付き広場を整備する</p> <p>[実施時期] 平成 26～29 年度</p>		<p>にある。</p> <p>高齢者から子どもまで世代を超えた来街者が四季を通じて居心地よく利用でき、人や情報が交わる空間となる拠点を整備する当事業は、六日町地区複合ビル整備事業とともに実施することで相乗効果が期待でき、中心市街地の賑わいの回復に必要な事業である。</p>	<p>[実施時期] 平成 26 年度</p>	
--	--	--	----------------------------	--

(4) 国の支援がないその他の事業

該当なし